

## ○立命館アジア太平洋大学利益相反規程

2009年7月29日

規程第815号

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、立命館アジア太平洋大学（以下「本学」という。）において教職員が、健全な教育、研究および社会貢献活動を推進することを目的として、利益相反を適切にマネジメントするための取り扱いを定める。

#### (定義)

第2条 本規程において「利益相反」とは、本条第2項および第3項における「責務相反」と「個人としての利益相反」の双方を含んだ概念をいう。

2 本規程において「責務相反」とは、本学における職務遂行責任と、兼業活動における職務遂行責任とが相反する状態をいう。

3 本規程において「個人としての利益相反」とは、本学における教職員個人の教育・研究上の責任と、兼業活動から得られる教職員個人の利益とが相反する状態をいう。

#### (対象者の範囲)

第3条 この規程は、教授、准教授、特任講師、任期制教授、任期制准教授、特別任命教授、特別招聘教授、特別招聘准教授、特別雇用教授、継続雇用准教授、継続雇用講師、助教、嘱託講師、専任職員、特定職員、契約職員（以下「教職員」という。）に適用する。

#### (利益相反マネジメントの対象)

第4条 利益相反マネジメントは、次に掲げる場合を対象とする。

- (1) 教職員が、企業等への兼業などの社会貢献活動を行う場合
- (2) 教職員が、企業等の組織から一定額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）または便益（物品、設備、人員等）の供与もしくは株式等の経済的利益を得た場合
- (3) 教職員が、前号の企業等の組織から一定額以上の物品・サービス等を購入する場合
- (4) 教職員が、大学院生・学生等を社会貢献活動に従事させる場合
- (5) その他第6条に規定する委員会を対象とすることを定めた場合

#### (利益相反ポリシー)

第5条 学長は、利益相反委員会の審議により、利益相反ポリシーを定め、教職員に周知徹底することによって、社会貢献活動を公正に推進できる環境を整備しなければならない。

### 第2章 利益相反マネジメント体制

(委員会の設置)

第6条 利益相反を適正にマネジメントするため、学長のもとに、利益相反委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 常務理事(立命館アジア太平洋大学担当)
- (2) 副学長(研究担当)
- (3) 副学長(教学担当)
- (4) 学部長
- (5) 国際協力・研究部長
- (6) 教学部長
- (7) 事務局長
- (8) その他学長の指名するもの

2 委員会の委員長は、常務理事(立命館アジア太平洋大学担当)とする。副委員長は、委員長が指名する。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 委員、委員会に出席を求められた者および委員会の事務に携わる者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委員会の審議事項)

第8条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反ポリシーに関すること。
- (2) 兼業申請承認の手続きに関すること。
- (3) 金銭的情報開示に関すること。
- (4) 利益相反に係る広報または啓発に関すること。
- (5) 利益相反事例に係る調査、改善指導または是正勧告もしくは命令に関すること。

(委員会の審査手続)

第9条 委員会は、学長からの審査要請に基づき、教職員の利益相反を調査し、許容できるか否かを審査する。

2 委員会は、審議の結果について、関係する教職員に速やかに通知する。

3 委員会は、前項の審議の結果、必要と認められる場合は、関係する教職員に対して利益

相反に関する勧告等を行う。

- 4 当該教職員は、委員会の審議の結果または勧告等に不服がある場合は、申し出により委員会に再度審議を求めることができる。この場合において、不服の申し出があったときは、委員会は再度審議を行い、学長に具申し、学長が決定する。

(相談窓口)

第10条 利益相反に関する相談および手続等の窓口は、アドミニストレーション・オフィスが行う。

(利益相反アドバイザー)

第11条 日常的に教職員等の相談に応じ、利益相反に関する知識を普及させるため、国際協力・研究部長、教学部長および事務局長を利益相反アドバイザーとする。

- 2 利益相反アドバイザーは、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 利益相反に関する相談および助言
- (2) 利益相反に関する広報および知識の普及
- (3) 利益相反全般および個別の利益相反事例に係る各種調査
- (4) 個別の利益相反事例に係り、利益相反委員会で審議する必要性の有無の判断
- (5) その他利益相反に関すること。

### 第3章 責務相反マネジメント

(兼業承認の手続)

第12条 兼業を希望するものは所属長の許可を得なければならない。

- 2 前項のうち、他大学非常勤講師応嘱については教学委員会の議を経て、学長が許可するものとし、営利企業の経営、営利企業の取締役、監査役または顧問就任、弁護士、公認会計士または医師等の登録および開業等については、利益相反委員会で審議、許可する。
- 3 立命館アジア太平洋大学特別招聘教員規程に基づいて任用する特別招聘教授および特別招聘准教授のうち、国内外の大学、研究機関、行政機関、国際機関、企業もしくはその他これに準じる機関の現職にあるものについては、任用時に兼業の許可または是正勧告を行う。ただし、任用後に新たに兼業を行うなど、任用時の状況から変更があった場合は、申請を行わなければならない。

(兼業承認の一般的基準)

第13条 兼業の申請があった場合は、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるときに許可することができる。

- (1) 本学の教職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

- (2) 兼業における職務を原因とする心身の疲労により、本学における職務遂行上その能率に悪影響が生じないこと。
- (3) 兼業における職務が、本学における職務遂行と特別な利害関係がなく、またはかかる利害関係が発生するおそれがないこと。
- (4) 兼業における職務が、本学の信用を傷つけ、またはその不名誉となるおそれがないこと。
- (5) 兼業における職務が、その他職務の公正さおよび信頼性の確保に支障が生じないこと。

(兼業承認の時間的基準)

第14条 兼業に従事する場合において、1週間平均した従事時間数の合計時間は、週8時間を超えてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、兼業承認の手続きにおいて必要と認めるときには、制限を超えて兼業に従事することができる。

(勤務時間の取扱い)

第15条 兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、兼業承認の手続きにおいて必要と認めるときは、勤務時間を割いて兼業に従事することができる。

#### 第4章 個人としての利益相反マネジメント

(一般的責務)

第16条 教職員は、個人の経済的利益またはその他の便益を、本学における教育および研究上の責任より優先してはならない。

(金銭的情報の開示の責務)

第17条 教職員は、次に掲げる項目において、一法人（企業および民間、国、地方公共団体、独立行政法人、大学関連の財団等）から年間1,000,000円以上の経済的利益を得ている場合、もしくは非公開株を保有した場合、またはストックオプションを付与された場合、年1回、利益相反委員会が定める手続により、学長に報告しなければならない。

- (1) 報酬（役員報酬、顧問料）
- (2) 給与
- (3) 特許の実施料等、知的財産権に係る収入
- (4) 贈与

- 2 第12条第3項の者については、前項第1号から第3号の報告義務を課さない。ただし、

任用後に新たに兼業等を行うことによって経済的利益を得る場合は、前項の基準に基づいて報告を行わなければならない。

## 第5章 その他

### (研修の実施)

第18条 学長は、教職員に対し、定期的に研修会を開催しなければならない。

### (改廃)

第19条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

### 附 則

この規程は、2009年7月29日から施行する。

### 附 則 (2015年3月17日 対象者の範囲の変更に伴う一部改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

### 附 則 (2016年12月7日対象者の範囲の変更および非常勤講師の応嘱手続の変更に伴う一部改正)

この規程は、2017年4月1日から施行する。